平成２８年（フ）第２０２号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２　グリーンパーク大宮管理室
債務者　張谷　愛子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８０号
千葉市花見川区花見川２番４棟204号
債務者　藤川　喜告
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
千葉県船橋市前原西５丁目11番10号　コーポエスト第一・１－Ｄ号
債務者　香美　　修
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
千葉県市原市栢橋149番地の１
債務者　鈴木　すみ
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４１号
千葉県八千代市高津東４丁目13番地11
債務者　稲田　拓也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
千葉県八街市八街ほ1030番地93
債務者　宮崎　和枝
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９号
千葉県佐倉市上志津1043番地18
債務者　深澤　勝之
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県四街道市大日546番地２（タレームＩ102）
債務者　千葉　雄太
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４２号
千葉県白井市大山口２丁目４番５棟102号
債務者　平　　正章
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４３号
千葉県白井市大山口２丁目４番５棟102号
債務者　平　　真弓
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２２４号
高知県香美市土佐山田町宝町４丁目３番40号井上アパート１号室
債務者　大石　修士
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５号
釧路市米町２丁目７番４号
債務者　三田　兼平
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
愛知県豊橋市大清水町字大清水123番地
債務者　中西　秀忠
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２５号
愛知県豊橋市多米中町２丁目８番地２、従前の住所静岡県磐田市豊岡5539番地　メゾンオンディーヌ202
債務者　平　真由美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１５４号
岡山市中区平井１丁目12番21号　中村コーポ205
債務者　結城　佳之
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０３号
岡山県赤磐市正崎722番地
債務者　花房　晴彦
1　決定年月日時　平成28年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
岡山市中区乙多見265番地１　６－３
債務者　岡　　優子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部